

給与規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第45条に基づき、職員の給与及び嘱託の手当について定める。

第2条 職員とは、本会事務局規程第19条に定めた者をいう。

2. 嘱託とは、本会事務局規程第36条に定めた者をいう。

第3条 会務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の種類)

第4条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給及び特別都市手当とする。

(2) 諸手当は、通勤手当、時間外労働手当、休日出勤手当、特別職手当、管理職手当、参事手当、扶養手当、住宅手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

(給与の支給日)

第5条 期末手当を除く職員の給与及び嘱託手当の支給日は、毎月20日（その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

(給与の支給方法)

第6条 支給日においては、当月分の基本給及び諸手当を支給する。ただし、時間外労働手当は前月分のものとし、休日出勤手当は前々月のものとする。また、期末手当については、第26条によるものとする。

2. 新たに採用された職員及び嘱託を除き月の5日以降において基本給及び諸手当の支給を開始若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月の支給日において、その差を追給又は控除する。

(本 給)

第7条 職員の本給は、月額とし、別表1（本給）に定める俸給表の等級号俸による。

2. 各俸給表の適用範囲は、職員の職務及び職種に応じ、別表1（本給）の2区分とする。

(本給の決定)

第8条 職員の受ける本給の等級号俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定する。

(俸給表を異にする異動)

第9条 俸給表の適用を異にして異動した職員の異動後の本給は、原則として、異動後の職務に従前から従事していたものとみなし、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定する。

(初任給)

第10条 職員の初任給は、次の各号に定めるところによる。

一般職 別表 1 (一般職俸給表)

- (1) 大学卒業生 6 等級 1 号俸
- (2) 短期大学卒業生 7 等級 7 号俸 ただし 3 か月後 7 等級 8 号俸
- (3) 高校卒業生 7 等級 5 号俸

研究職 別表 1 (研究職俸給表)

- (1) 博士課程修了者 (医科大卒後の課程に限る) 3 等級 10 号俸
- (2) 博士課程修了者 3 等級 9 号俸
- (3) 修士課程修了者及び医科大学卒業生 3 等級 4 号俸
- (4) 大学卒業生 3 等級 1 号俸
- (5) 短期大学卒業生 4 等級 1 号俸
ただし 3 か月後 4 等級 2 号俸

(試採用者に対する給与)

第 11 条 試採用者に対する給与の月額、その者が職員に採用されたときに支給される初任給、特別都市手当及び諸手当とし、それぞれの月額の合計額を試採用手当として支給する。

- 2. 前項に該当する者に対し、時間外労働手当、休日出勤手当及び期末手当を支給する場合は、前項に定める合計額のなかに占める本給、特別都市手当及び扶養手当又は住宅手当の相当額に基づき、第 18 条及び第 26 条の支給規定によって、算出した額とする。

(定期昇給)

第 12 条 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12 か月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合、1 号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、56 歳以上 58 歳未満の職員にあっては、18 か月とし、58 歳以上の職員にあっては、特別の場合を除き昇給しない。

- 2. 事務局長の昇給については、前項の規定にかかわらず専務理事又は会長の指名する常務理事 (以下常務理事という。) の定めるところによる。
- 3. 第 1 項に規定する昇給の期日は、1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日及び 10 月 1 日とする。

(特別昇給)

第 13 条 職員の勤務成績が、特に優秀であるとき又はその勤務に関する国家試験若しくはこれに準ずる試験に合格し新たな資格を取得したときは、前条に規定する期間の短縮若しくはその現に受ける号俸より上位の号俸への昇給又はそのいずれをも併せて行うことができる。

- 2. 前項の規定による昇給の時期は、その昇給の基礎となる事由の該当した日以後の前条第 3 項に定める期日とする。

(昇任昇格の場合の本給)

第 14 条 職員が昇任昇格した場合は、原則として該当する等級の対応号俸又は直近上位の号俸の本給を支給する。

(降任降格の場合の本給)

第 15 条 職員が降任降格した場合は、原則として該当する等級の対応号俸又は直近下位の本給を支給する。

(特別都市手当)

第 16 条 特別都市手当を職員に支給する。

2. 特別都市手当の月額、本給、特別職手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 9.1 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる各号の 1 に該当する職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員。
 - (2) 通勤のため、自動車及び特に本会の承認を得た交通用具（以下「自動車等」という。）を、片道 2 キロメートル以上使用することを常例とする職員。
 - (3) 通勤のため、交通機関を利用して、その運賃等を負担し、かつ自動車等を片道 2 キロメートル以上使用することを常例とする職員。
2. 前項第 1 号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法による次の各号により算出した、その者の 1 カ月の通勤に要する運賃の額に相当する額とする。
- (1) 交通機関等が通勤定期乗車券（これに準ずるものを含む、以下「定期券」という。）を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる 6 カ月（当該交通機関が 6 カ月定期を発行していない場合は 3 カ月）の定期券の価格を、6（6 カ月定期を発行していない場合は 3）で除した額。（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価格）
 - (2) 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間についての通勤 22 回分の運賃の額であって、最も低廉となるもの。
3. 第 1 項第 2 号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、次のとおりとする。
- | 自動車等の使用距離（片道） | 支給額 |
|-----------------|----------|
| 5km 未満 | 2,000 円 |
| 5km 以上 10km 未満 | 4,100 円 |
| 10km 以上 15km 未満 | 6,500 円 |
| 15km 以上 20km 未満 | 8,900 円 |
| 20km 以上 25km 未満 | 11,300 円 |
| 25km 以上 30km 未満 | 13,700 円 |
| 30km 以上 35km 未満 | 16,100 円 |
| 35km 以上 40km 未満 | 18,500 円 |
| 40km 以上 | 20,900 円 |
4. 第 1 項第 3 号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、第 2 項第 1 号又は第 2 号に定める、交通機関の運賃及び前項に掲げる額の合計額とする。
5. 職員は、新たに第 1 項の要件を具備するに至ったとき及び住居、通勤経路又は通勤方法等を変更した場合は、すみやかに届けなければならない。
6. 通勤手当の支給開始、停止及び額の改定の月は、それぞれ要件が具備された日又は欠いた日を基準として次のとおりとする。
- (1) 支給開始 具備された日の属する月の翌月（その日が月の初日のときはその日

が属する月) から開始

(2) 支給停止 欠いた日の属する月 (その日が月の初日のときはその日の属する月の前月) をもって停止

(3) 額の改定 具備された日の属する月の翌月 (その日が月の初日のときはその日の属する月) から改定

7. 通勤手当の支給を開始又はその支給額を増額して改定する場合において、その届け出がこれに係る事実が生じた日から 15 日を経過した後においてなされたときは、前項の規定にかかわらず、その届け出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日のときはその日の属する月) から、その支給を開始又はその支給額を改定する。

8. 第 1 項の職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

(時間外労働手当及び休日出勤手当)

第 18 条 時間外労働手当は、労働時間の延長を命ぜられた職員に対して支給する。1 時間当りの額は、本給、特別都市手当及び住宅手当の時間額に、当該各号に定める割合 (午後 10 時から翌日の午前 5 時までの勤務に対してはその割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を支給する。ただし、出張中における時間外労働手当は、その労働時間が明確に確認でき、かつ事前に承認を得たものに限り支給することができる。

(1) 7 時間を超え 8 時間以内の労働 100 分の 100

(2) 8 時間を超える労働 100 分の 125

2. 休日出勤手当は、本会服務規程第 9 条に定める法定休日に出勤を命ぜられた職員が振替休日を取得できない場合に支給することができる。1 時間当たりの額は、本給、特別都市手当及び住宅手当の時間額に 100 分の 135 を乗じて得た額を支給する。

(時間外労働手当及び休日出勤手当の支給制限)

第 19 条 時間外労働手当及び休日出勤手当は、特別職の俸給表の適用を受ける職員、管理職手当の支給を受ける職員及び参事手当の支給を受ける職員には支給しない。

(特別職手当)

第 20 条 特別職手当は、事務局規程第 32 条に定める職員に対し、毎月、本給の額に 100 分の 30 以内の割合を乗じて得た額を支給する。

(管理職手当)

第 21 条 管理職手当は、事務局規程第 33 条に定める職員のうち、事務局次長については 100 分の 25 以内、部長、室長、部長代理、室長代理及び課長については 100 分の 20 以内、課長代理については 100 分の 15 以内の割合を、毎月、本給の額に乗じて得た額を支給する。

2. 月の初日以外において職員が新たに管理職職員に任命された場合においては、その職員に支給する当月分の管理職手当の額は、当該手当の日額に月の初日からその者が管理職職員に任命された日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を、第 1 項に規定する額から控除した額とする。

3. 月の末日以外において、職員が管理職職員を免ぜられた場合においては、その職

員に支給する当月分の管理職手当の額は、当該手当の日額にその者が管理職職員を免ぜられた日の翌日から、月の末日にいたるまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を、第1項に規定する額から控除した額とする。

(参事手当)

第22条 参事手当は、管理職以外の参事に対し、毎月本給の額に100分の15以内の割合を乗じて得た額を支給する。

2. 参事手当の額の支給及び停止については、第21条第2項及び第3項に準ずる。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、次項の各号に定める額を支給する。

2. 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者 月額 9,500円

(2) 22歳以下の子、孫及び弟妹 月額 9,000円

(3) 60歳以上の父母及び祖父母並びに重度心身障害者 月額 6,500円

3. 前項第2号の者のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。

4. 配偶者が不在職員にあっては、第2項第2号及び第3号の者のうち1人を5,000円加算する。

5. 職員は、次の事実が生じた場合、別に定める様式により届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき。

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき。

6. 扶養手当の支給開始、停止及び額の改定は、それぞれ事実の生じた日を基準として、次のとおりとする。

(1) 支給開始 前項第1号の事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）から開始

(2) 支給停止 前項第2号の事実が生じた日及び職員が死亡、離職した日の属する月（その日が月の初日のときは、その日の属する月の前月）をもって停止

(3) 額の改定 前項第1号及び第2号のうち、扶養親族たる子、父母等がある職員に、配偶者に係る事実が生じ、支給額の増減を必要とする場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）から改定

7. 扶養手当の支給開始又は総支給額を増額して改定する場合において、届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後になされたときは、前項の基準にかかわらず、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）から支給を開始又は支給額を改定する。

8. 扶養親族として扶養手当支給の対象となっている者の所得が、所得税法上の所得限度額を超えることにより扶養親族に該当しなくなったときは、当該年の1月1日に遡ってその者に係る扶養手当の受給資格を喪失するものとする。この場合、すでに扶養手当を支給されているときは、第6項の基準にかかわらず、その者に係る当該年の支給総額を返還させる。ただし、第2項第2号の者は、この限りではない。

9. 第2項第2号については、22歳となる誕生月の属する年度末まで支給する。

(住宅手当)

第 24 条 住宅手当は、次の各号により職員に支給する。

- (1) 世帯主である職員 月額 30,000 円
- (2) 世帯員である職員 月額 11,000 円
2. 同一の家屋に居住する親子、夫婦又は兄弟（姉妹）等 2 名以上がともに職員である場合は、そのうちいずれか 1 名に支給する。
3. 住宅手当の支給は、職員が第 2 条第 1 項に規定する職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日のときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。また、支給額の改定については、支給額の増減を必要とする事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）からとする。

(特殊勤務手当)

第 25 条 特殊勤務手当は、研究職の俸給表の適用を受ける職員に対して支給する。

2. 前項の職員に支給する特殊勤務手当の月額は、次のとおりとする。
 - 1 等級及び 2 等級の職務にある者 14,000 円
 - 3 等級及び 4 等級の職務にある者 12,000 円
3. 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、有給休暇を除き月の初日から末日に至までの全勤務日数の 2 分の 1 以上を勤務しなかった場合は、当月分の特殊勤務手当の半額を、全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の特殊勤務手当の全額を支給しない。
4. 月の初日以外の日において、職員が新たに特殊勤務手当の支給を受ける職務を命ぜられた場合におけるその職員に支給する当月分の特殊勤務手当の額は、第 21 条第 2 項の規定を、月の末日以外の日において、職員が特殊勤務手当の支給を受ける職務を免ぜられた場合におけるその職員に支給する特殊勤務手当の額は、第 21 条第 3 項の規定をそれぞれ準用する。この場合において同項中の「管理職手当」とあるのを「特殊勤務手当」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第 26 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員（試採用中の者を含む）に対して、それぞれの基準日から起算して 15 日を超えない範囲内において支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。

2. 期末手当の支給対象期間は、次のとおりとする。
 - 6 月期末手当 前年 12 月 1 日から当年 5 月 31 日まで
 - 12 月期末手当 当年 6 月 1 日から当年 11 月 30 日まで
3. 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡した職員にあつては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額の合計額（以下「基準額」という。）に国家公務員の例に準じて計算した額を支給する。

ただし、職員の勤務状態を考慮し専務理事又は常務理事は、予算の範囲においてこれを増減することができる。
4. 基準日において次の各号に該当する職員は、第 2 項に定める算出額に、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 在職期間が 6 か月未満 3 か月以上の者にあつては 100 分の 60

- (2) 在職期間が 3 か月未満 1 か月以上の者にあつては 100 分の 30
(3) 在職期間が 1 か月未満の者にあつては 100 分の 10

(嘱託手当)

第 27 条 第 2 条第 2 項に定める嘱託の手当の額は、その者の職務経歴及び能力により専務理事又は常務理事が定める。

2. 前条の嘱託手当の他、嘱託には、通勤手当、時間外労働手当、休日出勤手当及び期末手当を支給することができる。
3. 嘱託に対して通勤手当を支給する場合は、第 17 条の規定を準用するものとする。
4. 嘱託に対して時間外労働手当及び休日出勤手当を支給する場合は、第 18 条の規定を準用するものとする。この場合、同条中「本給」とあるのを「嘱託手当」と読み替えるものとする。
5. 嘱託に対して期末手当を支給する場合は、第 26 条の規定を準用するものとする。この場合、同条中「基本給」とあるのを「嘱託手当の 8 割相当額」と読み替えるものとする。
6. 嘱託手当の減額については、第 28 条を準用する。
7. 嘱託手当の日額及び時間額については、第 36 条を準用する。

(給与の減額)

第 28 条 職員が勤務しない(欠勤)日があつた場合は、その勤務しない日又は時間につき、それぞれ第 36 条に定める本給及び本給に対する特別都市手当の日額又は時間額に、欠勤日数または時間数を乗じて得た額を給与から控除する。

(休職者の給与及び昇給)

第 29 条 服務規程第 22 条による休職者に対しては、基本給、扶養手当、住宅手当及び期末手当をそれぞれ下記のとおり支給する。

- (1) 同条第 1 号及び第 3 号の場合 それぞれの 100 分の 100 を服務規程第 23 条に定めた期間
 - (2) 同条第 2 号の場合 それぞれの 100 分の 80 を満 1 年に達するまで
 - (3) 同条第 4 号の場合 それぞれの 100 分の 60 を限度とし、専務理事又は常務理事が定めた期間
 - (4) 同条第 5 号の場合 原則として支給しない。ただし、専務理事又は常務理事が特に必要と認めたときはそれぞれの 100 分の 50 を限度とし、専務理事又は常務理事が定めた期間
2. 休職期間中は、特別の者を除き昇給しない。

(新たに採用された職員又は試採用された者の給与)

第 30 条 月の初日以外の日において新たに採用された職員又は試採用された者に、採用又は試採用当月分の給与又は試採用手当を支給する場合には、本給又は本給相当額(初任給)及び特別都市手当又は特別都市手当相当額の日額に、月の初日からその者が採用又は試採用された日の前日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額を、本給又は本給相当額(初任給)及び特別都市手当相当額から控除する。

(退職者の給与)

第 31 条 月の末日以外の日において、退職した者に対する退職当月分の給与を支給す

る場合は、基本給の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を、基本給から控除する。

ただし、死亡した者に対しては、死亡当月分の基本給は、全額支給する。

(慶賀金)

第 32 条 職員及び嘱託が結婚したとき及び職員の子供が生まれたときは、下記の慶賀金を支給する。

- (1) 結婚したとき 30,000 円
- (2) 子供が生まれたとき 20,000 円

(業務上の災害の補償)

第 33 条 職員及び嘱託の業務上の災害に対しては、労働基準法第 8 章災害補償の定めにより補償を行う。

(弔慰金及び見舞金)

第 34 条 職員及び嘱託が死亡又は傷痍疾病に遭ったときは、別表 2 による弔慰金又は見舞金を支給することができる。

- 2. 前項の弔慰金又は見舞金のうち業務上のものについて、専務理事又は常務理事が必要と認めた場合は、増額支給することができる。

(生命保険、傷害保険)

第 35 条 生命保険及び傷害保険は、職員及び嘱託を対象として加入する。

(給与の日額及び時間額)

第 36 条 この規程に定める本給、特別都市手当、管理職手当、参事手当及び特殊勤務手当の日額は、本給、特別都市手当、管理職手当、参事手当及び特殊勤務手当の月額を 22 で除して得た額とする。

- 2. この規程に定める本給、特別都市手当及び住宅手当の時間額は、本給、特別都市手当及び住宅手当の月額に 12 を乗じた額を 1 週間の労働時間 (35 時間) に 52 を乗じたもので除して得た額 (月額の 152 分の 1) とする。

(退職手当)

第 37 条 職員が服務規程第 28 条による次の各号の退職をした場合は、別表 3 の退職手当算出表に基づく退職手当を支給する。ただし、勤務の状態により専務理事又は常務理事は、支給額を増減することができる。

- (1) 普通退職
- (2) 定年退職 (勤続満 5 年に達しないで定年退職した場合は、普通退職の算出表を準用する。)
- (3) 整理退職
- (4) 死亡退職 (業務上と認められる傷痍疾病が原因で死亡した以外の死亡は、普通退職の算出表を準用する。)
- (5) 業務上の傷痍疾病による退職

- 2. 特に功労のあった職員に対しては、前項による退職手当の支給のほか、功労金を支給することができる。功労金の額は、専務理事又は常務理事が定める。

- 3. 職員が死亡により退職した場合には、退職手当は遺族に支給する。この規程に定める遺族とは、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までの規定による者をいい、

同順位の者が2名以上となる場合には、そのうちの最年長者を代表者としてその者に支給する。

4. 職員が懲戒解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、情状により一部を支給することがある。
5. 勤続年数の計算方法は次の各号による。
 - (1) 採用の日から退職又は死亡日までとする。
 - (2) 試採用期間は算入する。
 - (3) 休職期間は服務規程第26条に定めるとおりとする。
 - (4) 出向期間は算入する。
 - (5) 育児休業期間及び介護休業期間は原則として算入しない。
 - (6) 1年未満の端数が生じたときは月割計算とし1ヶ月未満の端数は切り捨てる。
6. 退職給付引当金に応じた積立金の積立方法等は別に定める。

(解嘱慰労金)

第38条 第2条第2項に定める嘱託のうち、専務理事又は常務理事が特に必要と認めた場合は、嘱託の解嘱時に解嘱慰労金を支給することができる。

2. 前項の額は、専務理事又は常務理事が定める。

(貸付金)

第39条 職員が貸付金を希望した場合は、別に定める職員貸付細則により貸し付けることができる。

(雑 則)

第40条 この規程に定めるところによる給与の計算において生じた円位未満の端数は、これを切り捨てる。

(附則1)～(附則28) 別紙

(附則29)

この規程は、平成元年1月19日から施行する。

(附則30)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

(附則31)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第1号については、平成2年12月1日から施行する。

(附則32)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

(附則33)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成4年4月1日付任用の事務局長については、平成5年3月31日までの間、本規程は適用せず、必要に応じ会長が定めるものとする。

(附則34)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(附則35)

この規程は、平成5年12月14日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(附則36)

- この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行適用する。
- (附則 37)
- この規程は、平成 6 年 11 月 18 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、別表 1（本給）のうち一般職俸給表 B（各青少年スポーツセンター勤務者に適用）については、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。
- (附則 38)
- この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行適用する。
- (附則 39)
- この規程は、平成 7 年 10 月 24 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 40)
- この規程は、平成 8 年 10 月 24 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 41)
- この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行適用する。
- (附則 42)
- この規程は、平成 9 年 11 月 10 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 43)
- この規程は、平成 10 年 11 月 11 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 44)
- この規程は、平成 11 年 11 月 10 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 45)
- この規程は、平成 12 年 11 月 1 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 46)
- この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行適用する。
- (附則 47)
- この規程は、平成 13 年 10 月 29 日から施行適用する。
- (附則 48)
- この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行適用する。
- (附則 49)
- この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行適用する。
- (附則 50)
- この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行適用する。
- (附則 51)
- この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行適用する。
- (附則 52)
- この規程は、平成 18 年 11 月 15 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 53)
- この規程は、平成 19 年 5 月 16 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 54)
- この規程は、平成 19 年 11 月 14 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 55)
- この規程は、平成 20 年 5 月 19 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- (附則 56)
- この規程は、平成 20 年 7 月 30 日から施行適用する。
- (附則 57)
- この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）

から施行する。

(附則 58)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行適用する。

(附則 59)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行適用する。

(附則 60)

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行適用する。

(附則 61)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行適用する。

(附則 62)

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行適用する。

(附則 63)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行適用する。

(附則 64)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行適用する。